

【資料 1】

由利本荘市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 市の行政改革を推進し、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、由利本荘市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行政改革大綱（以下「大綱」という。）の実施事項に関すること。
- (2) 大綱及び実施計画の進行管理に関すること。
- (3) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、次の職にある者をもって充てる。
 - (1) 教育長、企業管理者
 - (2) 組織条例（平成17年由利本荘市条例第13号）第1条に規定する部等の長
 - (3) 教育委員会教育次長、企業局長、消防本部消防長
 - (4) 総合支所設置条例（平成17年由利本荘市条例第14号）第2条に規定する総合支所の長

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(検討委員会)

第6条 本部の所掌事項の具体的な事案及び会議案件に関わる調整協議をするため、行政改革推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

- 2 検討委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は総務担当部長を、副委員長は市総合計画担当部長をもって充てる。
- 4 委員は次の職にある者をもって充てる。
 - (1) 組織条例（平成17年由利本荘市条例第13号）第1条に規定する部等の長
 - (2) 教育委員会教育次長、企業局長、消防本部消防長
 - (3) 総合支所設置条例（平成17年由利本荘市条例第14号）第2条に規定する総合支所の長

- 5 検討委員会は、委員長が必要に応じて招集する。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(部会)

第7条 検討委員会に、調査・研究その他専門的かつ具体的な検討作業を行うために、部会を置く。

2 部会の部会長は所管部局長とする。

3 複数の部会に係る取り組み課題に対処するために、部会を横断して専門部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 本部及び検討委員会の事務局は、行政改革推進担当課が主管し、総務担当課長、財政担当課長、市総合計画担当課長で構成する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

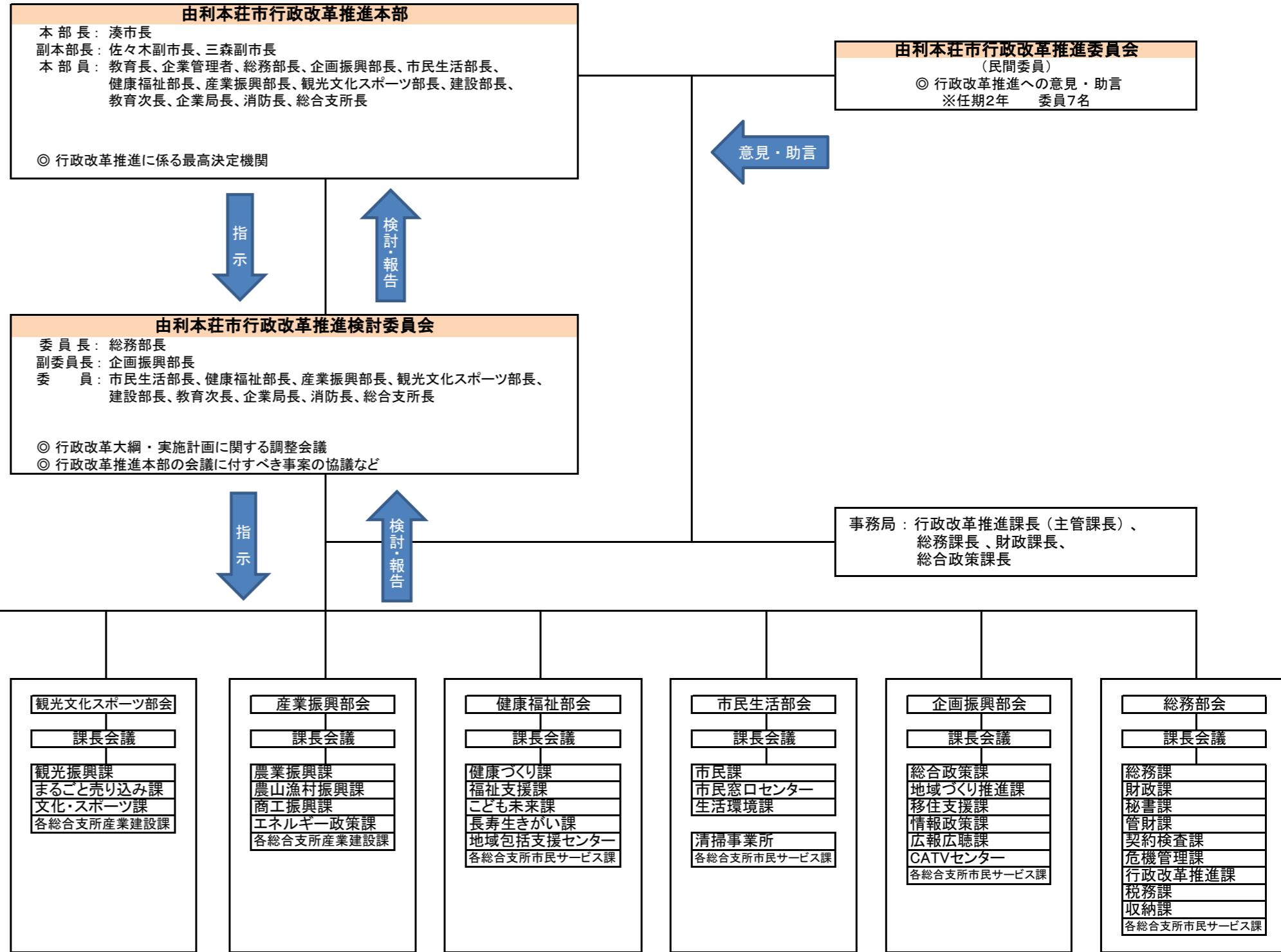
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年度 由利本荘市行政改革推進本部組織図

| 第4次行政改革大綱の方針 | |
|--|--|
| 社会情勢が急速に変化していく中、多種多様な行政需要や複雑化する課題に的確かつ効率的に取り組んでいくことが求められています。 | |
| 本市では「由利本荘市総合計画(新創造ビジョン)」を最上位計画と位置付け、目指すまちの将来像を『人と自然が共生する躍動と創造の都市(まち)～新たな「由利本荘市」への進化～』と定め、それを実現するための最重要課題を「人口減少に歯止めをかけること」としております。また、5つのまちづくり基本政策を定め、市民の安全・安心・快適な生活環境の向上と市の成長・発展を目指すとしています。 | |
| これら総合計画の目指す姿の実現に向け、限られた経営資源を効果的・効率的に活用し、行政の重要な役割である市民の福祉の向上と安定的で質の高いサービスを持続的に提供するため、基本方針を「持続可能な行財政運営の推進」として、より一層の行政改革に取り組むものとします。 | |
| 重点項目 | |
| 1. 市民目線による市政運営 2. 効率的な行政運営 3. 健全な財政運営 | |
| 実施期間 | |
| 令和2年度から令和6年度までの5年間 | |



※部会：各部局長を部会長として、各部所管の取り組み課題について個別調査、研究を実施し、取り組みを推進する。
専門部会：複数の部会に係る取り組み課題に対処するため、部会を横断して個別調査、研究を実施し、取り組みを推進する。